

平成21年9月15日

総務省

社団法人デジタル放送推進協会

## デジサポの機能拡充

### ～ビル陰共聴施設に関して、法律専門家による相談及び調停を開始～

総務省テレビ受信者支援センター（愛称：デジサポ）では、地上放送の2011年のデジタル完全移行に当たり、ビル陰などの受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応に当たって、法律専門家による相談及び調停を実施する予定です。

この度、全国的に展開していく先駆けとして東京都内のデジサポにおいて、平成21年9月28日（月）から申請の受付を開始します。また、東京都内以外の各デジサポにおいても、10月中旬以降順次開始してまいります。

#### 1 受信障害対策共聴施設のデジタル化の現状

受信障害対策共聴施設については、全国に約5万施設（約606万世帯利用）存在しており、受信障害の状況把握や障害原因の特定の困難さ、受信者と当該施設の管理者等との当事者間協議に時間を要すること等から、デジタル化対応率は11.4%（平成21年3月末時点）にとどまっている状況です。

このため、平成21年度から例外的・暫定的措置として国が受信障害対策共聴施設改修に対する経費の支援等を実施していますが、当事者間協議を促進して紛争を解決するための支援も必要とされています。

#### 2 法律専門家等による相談及び調停の実施

デジサポでは、地上放送の2011年のデジタル完全移行に当たり、受信障害対策共聴施設の地上デジタルテレビ放送への対応に当たって、当事者間に紛争が生じた場合等の法律専門家による相談及び調停の実施を予定しています。

この度、全国的に展開していく先駆けとして、本年9月28日（月）から、東京都のデジサポにおいて法律専門家による相談及び調停の申請の受付を開始することとしました。

また、10月中旬以降には、東京都以外の各デジサポにおいても順次、申請の受付を開始していく予定であり、デジサポホームページ (<http://digisuppo.jp/>) 等において周知する予定です。

<東京都内における申請先>

【東京都内のうち、区部及び島部の地域】

総務省東京都中央テレビ受信者支援センター《デジサポ東京中央》

電 話：03-3460-0230（9/28より受付開始 平日 9:00～18:00）

【東京都内のうち、区部及び島部を除く地域】

総務省東京都西テレビ受信者支援センター《デジサポ東京西》

電 話：042-728-3022（9/28より受付開始 平日 9:00～18:00）

<関連報道発表>

総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による共聴施設のデジタル化促進活動等の開始（平成21年5月1日発表）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000020272.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000020272.pdf)

地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募（平成21年6月10日発表）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02ryutsu09\\_000027.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu09_000027.html)

地上デジタル放送に係る受信者支援を行う団体の公募の結果（平成21年7月31日発表）

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000032691.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000032691.pdf)

<本報道発表のお問い合わせ先>

【総務省連絡先】

情報流通行政局地上放送課

デジタル放送受信者支援室

担 当：岡本室長補佐、細井主査

電 話：（代表）03-5253-5111（内線5792）

（直通）03-5253-5792

F A X：03-5253-5794

【（社）デジタル放送推進協会連絡先】

総務省テレビ受信者支援センター

（統括本部）

担 当：山本部長、<sup>はとみ</sup>羽富部長

電 話：03-6459-2781

F A X：03-5785-4088

# 法律専門家による相談および調停について

(受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送対応)

2009年9月

総務省 テレビ受信者支援センター(デジサポ)

- 事業の概要
- 法律専門家による相談の流れ
- 調停の流れ
- 【参考】想定される相談、調停内容

# 事業の概要

## 1 事業の内容

受信障害対策共聴施設の地上デジタル放送への対応にあたって、受信者、施設管理者、受信障害の原因と考えられる高層建築物等の所有者や管理者等との間に発生する民事的な紛争を対象に、以下の2つの支援を行います。

### (1) 法律専門家による相談

相談者が紛争を自主的に解決できるよう、法律専門家による相談助言を行います。

### (2) 調停

中立的な立場の法律専門家が当事者の互譲による和解を仲介します。

## 2 受付開始日

東京都内のデジサポについては平成21年9月28日(月)から受付を開始いたします。(平日9:00~18:00)  
東京都内以外の各デジサポについては、10月中旬以降、順次受付を開始します。

## 3 申請書の提出期限(必着)

【法律専門家による相談】 平成22年3月10日(水)

【調停】 平成22年2月 1日(月)

(予算の範囲内で実施するため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。)

## 4 申請先及び問い合わせ先

各地のデジサポに申請及びお問い合わせください。

なお、各デジサポの連絡先一覧は以下のホームページをご覧ください。

<http://digisuppo.jp/index.php/news/detail/332/>

## 5 実施方法

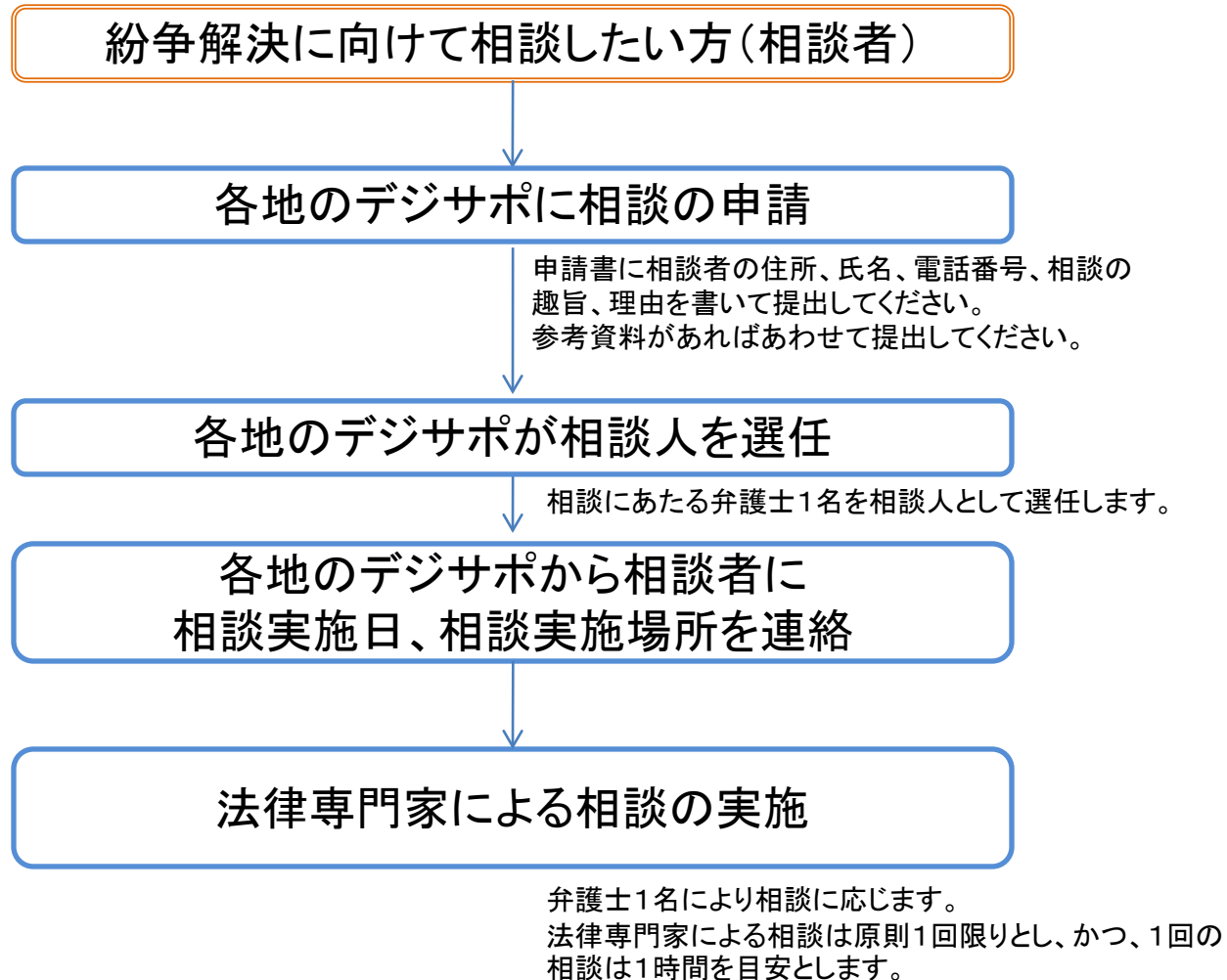
【法律専門家による相談】 原則として、一名の弁護士が相談に応じます。

【調停】 原則として、一名の弁護士により、申請人と相手方との間で調停を実施します。

## 6 法律専門家による相談および調停に係る費用

手続き運営および相談員、調停人の報酬はデジサポが負担し、申請人・相手方の申請および利用は無料です。申請人・相手方が代理人を選任した場合の弁護士費用等は、当事者の負担となります。

# 法律専門家による相談の流れ



# 調停の流れ

紛争解決に向けて調停を希望される方(調停申請者)

原則として、法律専門家による相談を経ても紛争の解決に至らなかった場合に、中立的な立場の法律専門家が当事者の互譲による和解を仲介します。

各地のデジサポに調停の申請

調停申請書に調停申請者および相手方の住所、氏名、電話番号、申請の趣旨を書いて提出してください。  
参考資料があればあわせて提出してください。

各地のデジサポが調停人を選任

調停にあたる弁護士1名を調停人として選任します。

相手方への通知

各地のデジサポから、相手方に調停への出席依頼を行います。  
相手方が調停手続きに応ずることが必要です。

各地のデジサポから申請者及び相手方に  
調停実施日、実施場所を連絡

調停の実施

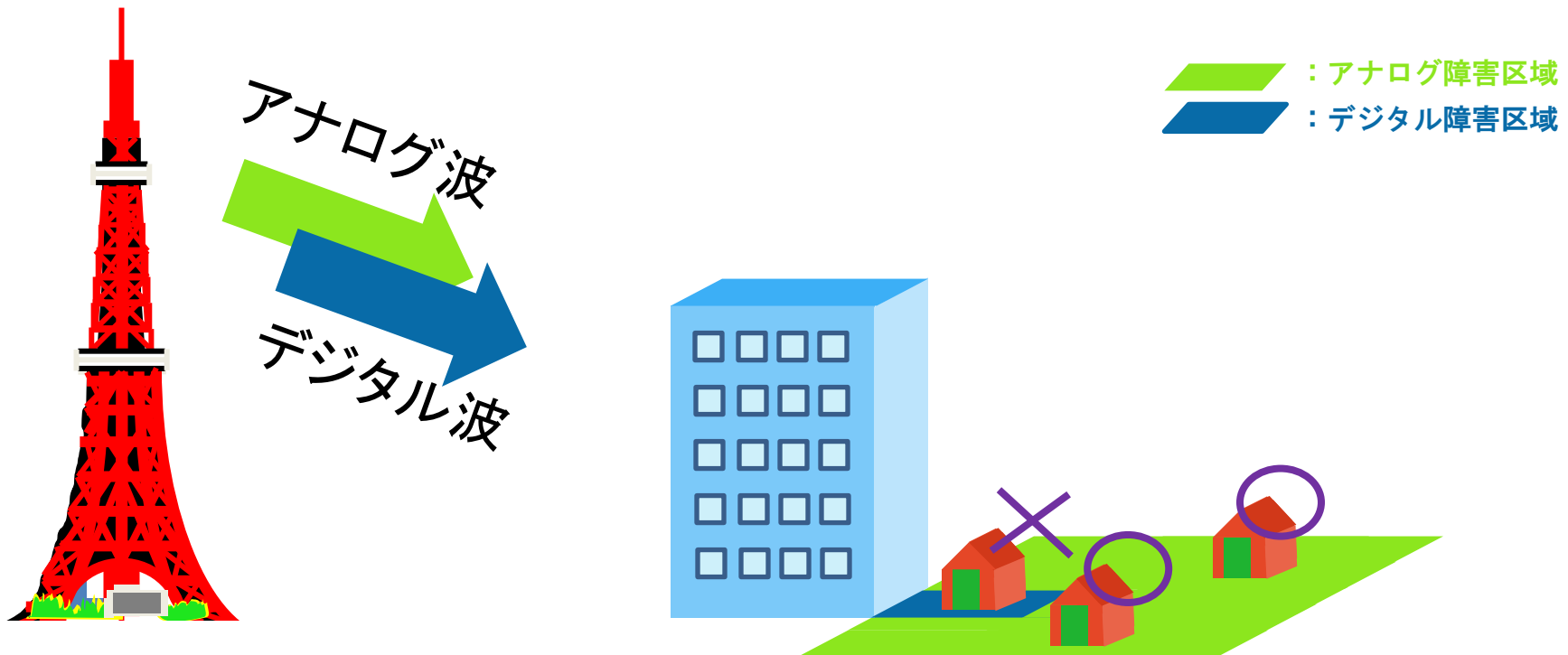
調停は原則3回まで実施し、かつ、1回の調停は1時間を目安とします。  
電波伝搬の専門家などが補助者に加わる場合があります。

和解

# 【参考】想定される相談、調停内容(例①)

## ■ 受信者と施設管理者の間で協議がまとまらないケース

(例) 20年前にマンションが建設された際、近隣の世帯に電波障害が発生したため、その補償行為として、マンション側が受信障害対策共聴を設置した。  
地上デジタル放送が伝送されていないため、デジタル受信障害が残る受信者から、マンション管理組合に対して申し出たが、取り合ってくれない。



# 【参考】想定される相談、調停内容(例②)

## ■ 受信者と施設管理者の間で協議がまとまらないケース

(例) 20年前にビルを建設した際、近隣の世帯に電波障害が発生したため、その補償行為として、受信障害対策共聴を設置した。

地上デジタル放送については、受信状況調査の結果、全域での受信が可能であることがわかったので、加入者にその旨説明した。しかし、加入者側は、施設管理者に対して、個別アンテナの設置費用を負担するか、地上デジタル放送への施設改修を要望してきた。

